長野市開発審査会例規 (事後報告基準)

令和3年12月

長野市建設部建築指導課

長野市開発審査会運用基準(以下「運用基準」という。)のうち、すでに開発審査会において了承されたものと類似事案であるものについては、許可後にその内容を報告することにより、あらかじめ開発審査会の議を経たものとして取り扱う。

長野市開発審査会例規一覧

第1	運用基準1	「農家の分家」
第2	運用基準2	「収用対象の建築物等」
第3	運用基準6	「既存集落内の自己用住宅」
第4	運用基準9	「地区集会所」
第5	運用基準 10	「敷地増の伴う既存住宅」
第6	運用基準 11	「指定既存集落内の自己用住宅」
第7	運用基準 12	「指定既存集落内の分家住宅」
第8	運用基準 22	「既存宅地における開発行為等」
第9	運用基準 23	「許可を受けた建築物等の用途変更」
第 10	運用基準 26	「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律(平成 18 年 5 月 31 日法律第 46 号)の施行日前に行われた開発行為の区域内の敷地における建築行為等」
第 11	運用基準 28	「後継者の別棟住宅」
第 12	運用基準 29	「1~クタール未満の運動・レジャー施設等の敷地における附属建築物」

第1 「農家の分家」

運用基準1に定める要件を具備するもののうち、当該建築物を建築しようとする土地が、 区域区分決定決定時、直系の尊属で2親等までの者が所有していた土地であること。

第2 「収用対象の建築物等」

運用基準2に定める要件を具備するもののうち、次の各号に該当すること。

- 1 同一の市街化調整区域内で移転するものに限る。
- 2 敷地及び建築物の面積は従前とおおむね同じ面積であること。

第3 「既存集落内の自己用住宅」

運用基準6に定める要件を具備するもののうち、次の各号に該当すること。

- 1 当該集落との地縁的繋がりについて、次の各号のいずれかに該当すること。
 - (1) 申請者が区域区分決定前に生まれている場合は、区域区分決定以前から現在まで当該集落内に本籍又は住所を有している者であること。
 - (2) 申請者が区域区分決定以後に生まれている場合は、本家が区域区分決定以前から現在まで当該集落内に本籍又は住所を有しており、申請者が出生時から現在まで当該集落内に本籍又は住所を有している者であること。
- 2 当該建築物を建築しようとする土地が、区域区分決定決定時、直系の尊属で2親等までの者が所有していた土地であること。
- 3 本家の継続について、次の各号のいずれかに該当すること。
 - (1) 本家に後継者がいること。
 - (2) 申請者が本家の後継者である場合は、申請の敷地が本家の敷地に隣接していること。

第4 「地区集会所」

運用基準9に定める要件を具備するもののうち、地区住民が使用するものであること。

第5 「敷地増の伴う既存住宅」

運用基準10に定める要件を具備するもののうち、ただし書きの適用がないもの。

第6 「指定既存集落内の自己用住宅」

運用基準11に定める要件を具備するもののうち、本家の継続について、次の各号のいずれかに該当すること。

- (1) 本家に後継者がいること。
- (2) 申請者が本家の後継者である場合は、申請の敷地が本家の敷地に隣接していること。

第7 「指定既存集落内の分家住宅」

運用基準12に定める要件を具備するもののうち、次の各号のいずれかに該当すること。

- 1 申請者が区域区分決定前に生まれている場合は、区域区分決定前から現在に至るまで当該指定既存集落内に本籍又は住所を有している者であること。
- 2 申請者が区域区分決定以後に生まれている場合は、出生から現在に至るまで当該指定既 存集落内に本籍又は住所を有している者であること。

第8 「既存宅地における開発行為等」

運用基準 22 に定める要件を具備するもののうち、自己の居住用であり、一戸建ての専用住宅であること。

第9 「許可を受けた建築物等の用途変更」

運用基準23に定める要件を具備するもののうち、変更後の用途が自己の居住用であり、一戸建ての専用住宅であること。

第10 「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律(平成18年5月31日法律第46号)の施行日前に行われた開発行為の区域内の敷地における 建築行為等」

運用基準26に定める要件を具備するもののうち、次の各号のいずかれに該当すること。

- 1 敷地単位の新築(改築で従前の建築物の床面積の1.5倍を越えるものを除く)であるもの。
- 2 自己の居住用であり、専用住宅であるもの。

第11 「後継者の別棟住宅」

運用基準28に定める要件を具備するもののうち、各要件のただし書きが適用されないものであること。

- 第 12 「1~クタール未満の運動・レジャー施設等の敷地における附属建築物」 運用基準 29 に定める要件を具備するもののうち、次の各号に該当するもの。
 - 1 すでに対象施設として使用されている敷地内における建築行為であるもの。
 - 2 用途が1(1)及び1(2)であるもの。